

聴力検査室

仕様書

令和7年7月

千葉県病院局経営企画課

仕 様 書

1 件 名

聴力検査室

2 調達物品の性能・機能等に関する要求要件

別紙「調達物品に備えるべき技術的要件」のとおり

3 基本要件

(1) 装置の条件等

- ア 入札機器のうち医療機器に関しては、入札時点において医薬品医療機器等法（改正薬事法）に定められている製造承認を得ている物品であること。
- イ 納入までの間に新機種開発によりモデルチェンジまたは機能増強され、千葉市（以下、「本市」という。）が把握していた機能や設置条件等に変更が生じる可能性がある場合、速やかにその事由を当院に報告し、本市との協議に応じること。
- ウ 搬入及び据付工事の実施日時は、本市と受注者との協議して定めるものとする。
- エ 機器の搬入及び据付に必要な箇所の養生を行うこと。またその費用（材料、敷設及び撤去）は受注者の負担とすること。
- オ 機器が正常稼働するために本市が用意する一次側設備（電源・空調・給排水等）以外に工事・設置調整が必要となる場合は、受注者の負担として本入札金額の範囲内で整備対応すること。（別添_聴力検査室_工事区分表及び製品図を参照）
- カ 建設工事期間中に装置の搬入を行う場合は、建物本体工事施行業者の定める規則に従い行うこととする。また、本市とで詳細を打ち合わせの上、搬入計画を速やかに提出し、その内容について了承を得てから実施すること。
- キ 建設工事期間中に機器関連工事を行う場合は、建物本体工事施行業者と十分協議の上、工事上また工程上で支障のないものとする。また、必要に応じて受注者側で養生等を用意し、一次側設備等の破損の無いようにすること。
- ク 機器が完全に稼働するために必要な運搬、据付、配線のために必要な費用は、全て受注者の負担とすること。
- ケ 納入後においても、装置に必要な消耗品及び物品の安定供給が確保されること。
- コ その他仕様書に記載のない事項については、適宜本市との協議に応じること。

(2) サポート・障害支援体制

- ア 機器の無償保証期間は、納入検査完了日から1年間とする。
- イ 無償保証期間中における定期点検費・人件費・作業費・出張費・修理部品費・定期交換部品費等、全ての費用を無償とすること。ただし、消耗品や事務用品を除く

ものとする。

ウ 保証期間満了後においても、故障等が発生した場合には直ちに対処できる体制であること。

エ サポート体制は、サポートセンターにて1次電話対応を行うこと。

オ 機器取扱に関しては、病院医療職が技術を習得するまで十分教育訓練を行い、本市が指定する日時、場所で行うこと。

カ 機器の試運転及び取扱い説明に関する導入時教育訓練のための消耗品等は受注者の負担において用意すること。

キ 納入後一定期間は、機器稼動時に技術者を派遣立会いさせ、機器の稼動性能を確認するとともに病院医療職の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、本市と協議すること。

4 納入期限

(1) 設置期限：令和7年12月26日まで

※建築工程との調整にて変更が発生する場合は本市と協議を行うこと。

(2) 調整期間：設置後から令和8年4月3日まで

※建物に関する各種行政検査の立ち合い及び検査の結果、是正が必要になった場合は対応すること。

※調整期間の満了をもって納入完了とする。

5 納入場所

(仮称) 千葉市立幕張海浜病院 1階耳鼻咽喉科外来
千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番27、41の一部

6 その他

その他不明な点については、本市と協議の上、実施すること。

連絡先 千葉市病院局経営企画課開院準備班

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号(高層棟4階)

電話043-245-5741